

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	重度心身障害者(児)の医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長柄町は、重度心身障害者(児)の医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長柄町長

公表日

令和8年1月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者(児)の医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例(昭和48年条例第20号)及び長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例施行規則(平成27年規則第24号)並びに長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第17号)に基づき、下記の事務について取り扱う。</p> <p>①医療費助成受給券(交付・更新・変更)に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査及び決定に関する事務</p> <p>②医療費支給に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査及び決定に関する事務</p> <p>・Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務</p> <p>・情報連携のため、本町は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得／閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得／閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	総合福祉システム・住民基本台帳ネットワークシステム・共通宛名システム・中間サーバー・バックアップシステム・Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者(児)医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び別表第1並びに別表第2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712 0475-35-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712 0475-35-2111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

8. 人手を介在させる作業		[<input type="checkbox"/>] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		[<input type="checkbox"/>] 十分である	[<input type="checkbox"/>]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	入力誤りの防止に努めている。			
9. 監査				
実施の有無		[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査	[<input checked="" type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発		[<input type="checkbox"/>] 十分に行っている	[<input type="checkbox"/>]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策		<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>		
当該対策は十分か【再掲】		[<input type="checkbox"/>] 十分である	[<input type="checkbox"/>]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	事務従事者に対する教育研修を実施している。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月9日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 別表第一 84の項 長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び別表第1並びに別表第2	番号法第9条第2項 長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び別表第1並びに別表第2	事後	
令和6年7月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事前	
令和6年7月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第14号 別表第二 10 8の項	番号法第19条第9号	事後	
令和6年7月9日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	福祉課長	事後	
令和6年7月9日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉課長	福祉課長	事後	
令和6年7月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年2月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年7月9日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年2月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年7月9日	IVリスク対策 6情報ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない入手	事前	
令和6年7月9日	IVリスク対策 6情報ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和7年7月1日	8. 人の手を介在させる作業 人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月1日	8. 人手を介在させる作業 人的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断根拠		入力誤りの防止に努めている。	事後	
令和7年7月1日	11. もつとも優先度が高いと考える対策 もつとも優先度が高いと考える対策		9)従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年7月1日	11. もつとも優先度が高いと考える対策 当該対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月1日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断根拠		事務従事者に対する教育研修を実施している。	事後	
令和8年1月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例(昭和48年条例第20号)及び長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例施行規則(平成27年規則第24号)並びに長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第17号)に基づき、下記の事務について取り扱う。 ①医療費助成受給券(交付・更新・変更)に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査及び決定に関する事務 ②医療費支給に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査及び決定に関する事務 ③医療費助成受給券(交付・更新・変更)に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査及び決定に関する事務	長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例(昭和48年条例第20号)及び長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例施行規則(平成27年規則第24号)並びに長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第17号)に基づき、下記の事務について取り扱う。 ①医療費助成受給券(交付・更新・変更)に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査及び決定に関する事務 ②医療費支給に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査及び決定に関する事務 ③医療費助成受給券(交付・更新・変更)に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査及び決定に関する事務 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本町は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得／閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得／閲覧することが可能となる。	事前	
令和8年1月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	総合福祉システム・住民基本台帳ネットワークシステム・共通宛名システム・中間サーバー・バックアップシステム	総合福祉システム・住民基本台帳ネットワークシステム・共通宛名システム・中間サーバー・バックアップシステム・Public Medical Hub(PMH)	事前	